

京都市消防局訓令乙第15号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改める。

平成31年3月26日

京都市消防局長 荒木俊晴

題名中「部長」を「担当局長」に改める。

第1条中「京都市消防局の」の右に「担当局長、」を加え、「部長等」を「担当局長等」に改める。

第2条、第3条及び第4条第1項中「部長等」を「担当局長等」に改める。

第4条第2項中「という。）」の右に「及び担当局長」を加え、「部、校若しくは課」を「課（センター及び隊を含む。）」に改める。

第5条及び第6条中「部長等」を「担当局長等」に改める。

第7条中第7項を第8項とし、第1項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

担当局長に事故があるときは、その専決事項は、主管事務につき、部長又は校長が代決することができる。ただし、部又は校に担当部長が置かれている場合で、担当局長、部長及び校長に共に事故があるときは、主管事務につき、担当部長が代決することができる。

別表第2 総務部長の項を次のように改める。

防火・防災等 地域連携担当 局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
広域消防連 携・救急対策 担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
	(1) 臨時的任用職員の採用，期間の更新，退職等に関すること。

総務部長

- (2) 所属長の6日以内の休暇，欠勤等の承認等に関する事。
- (3) 所属長及びこれに準じる者の4日以内の出張に関する事。
- (4) 地方公務員法第34条第2項による許可に関する事。
- (5) 職員（部長，校長及びこれに準じる者並びに消防署長を除く。次号において同じ。）の6日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。
- (6) 職員の営利企業等の従事の許可等に関する事。
- (7) 公印の新調，改刻及び廃止並びに公印の印影の印刷に関する事。
- (8) 1件5,000,000円以下の予算の流用及び移用に関する事。
- (9) 収入決定に関する事。
- (10) 使用料，手数料その他諸収入の減免に関する事。
- (11) 1件2,000,000円以下の支出決定に関する事。
- (12) 公務災害等の認定に関する事。
- (13) 1件5,000,000円以下の負担金，補助金及び交付金の交付決定（本市の条例又は規則の規定による補助金にあつては，その他の決定を含む。）並びにこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (14) 既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (15) 1件20,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。ただし，契約にあつては，行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）が別に定める随意契約に限る。
- (16) 1件50,000,000円以下の工事施行決定及び工事請負契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。ただし，契約にあつては，財政担当局長が別に定める随意契約に限る。
- (17) 工事（委託調査及び測量を含む。）の完了期限の延期に関

すること。

- (18) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償に係る経費の支出決定に関すること。
- (19) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。
- (20) 1件賃料月額100,000円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関すること。
- (21) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (22) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。
- (23) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関すること。
- (24) 京都市自動車放置防止条例第11条による廃自動車の認定に関すること。
- (25) 京都市自動車放置防止条例第12条による廃自動車の撤去及び処分に関すること。
- (26) 職員公舎に係る入退舎に関すること。
- (27) 見積価格又は金額500,000円未満の負担を伴わない金品の寄付受納に関すること。
- (28) 消防団員（消防団長を除く。）の任免の承認に関すること。
- (29) 広報資料の作成及び発表に関すること。

別表第2 消防団課長の項に次の1号を加える。

- (8) 京都市ジュニア消防団に関すること。

別表第2 技術指導課長の項第2号中「少年消防クラブ及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)